

平成26年3月

逗子市教育委員会定例会

平成26年3月24日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成26年 3月24日 逗子市教育委員会 3月定例会を逗子市役所 4階第2委員会室に招集した。

◎ 出席者

委 員 長	竹 村 史 朗
教 育 委 員	山 西 優 二
教 育 委 員	桑 原 泰 恵
教 育 委 員	横 地 みどり
教 育 長	青 池 寛
教 育 部 長	石 黒 康 夫
教 育 部 次 長 教育総務課長事務取扱	原 田 恒 二
学 校 教 育 課 長	柳 原 正 廣
学 校 教 育 課 主 幹	杵 山 英 廷
社 会 教 育 課 長 小坪公民館長事務取扱 沼間公民館長事務取扱	翁 川 昭 洋
教 育 研 究 所 長	早 川 伸 之
教 育 研 究 所 主 幹	池 上 慎 吾
図 書 館 長	小 川 俊 彦
図 書 館 館 長 補 佐	鈴 木 幸 子
市 民 協 働 部 担 当 部 長	森 本 博 和
市 民 協 働 部 ス ポ ー ツ 課 長	宮 崎 豊
福 祉 部 障 が い 福 祉 課 長	新 倉 良 枝
福 祉 部 児 童 青 少 年 課 長 青少年会館長事務取扱	沼 田 広 純

事務局

教育総務課副主幹 大澤道英

教育総務課主事 須藤彩香

◎ 開会時刻 午後1時30分

◎ 閉会時刻 午後2時38分

◎ 会議録署名委員決定 横地委員、桑原委員

○竹村委員長

皆さん、こんにちは。会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○竹村委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年逗子市教育委員会3月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は横地委員、桑原委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「1月定例会会議録の承認について」

○竹村委員長

日程第1「1月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただくようお願いいたします。

会議録について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

御異議がないようですので、1月定例会会議録は承認いたします。

桑原委員、山西委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○竹村委員長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長からの御報告をお願いいたします。

○青池教育長

教育委員会が終わってから、きょうまでの間、県・市町村等々の教育長会議はございましたので、行事的なものを中心にお話しさせていただきます。

まず、学校は25年度が明日で終わりということでございます。今年度もいろいろ学校では

御苦勞があったと思いますが、私、個人的には今年は保護者の苦情が多かったような気がしています。しかし、自殺や体罰、いじめなど、世の中の重大課題も事件にならず、本市としてはよかったなと思っております。校長を中心に教職員の方々も頑張っていたなと思っております。3月17日は中学校の卒業式、3月20日が小学校の卒業式、委員の皆さんには告辞や出席していただきました。御感想を後から聞きたいなと思っております。式そのものは感動的であったのではないかなと思っております。

行事的には、3月1日、防災訓練、それから逗子市体育功労賞表彰式、委員長さんのあいさつがありました。3月4日、新採用教職員、他地区からの転任者教職員の校長面接。3月7日、防災会議。3月10日、元逗子小の大島校長先生の死亡叙勲の伝達をいたしました。3月14日、年度の最後の小・中校長会議、3月21日、子どもフェスティバル開会式がありました。以上でございます。

○竹村委員長

ありがとうございます。教育部長、お願いします。

○石黒教育部長

それでは、2月25日の教育委員会2月定例会で御報告させていただいた以降の平成26年逗子市議会第1回定例会及び3月に開かれた第1回臨時会の概要について御報告をさせていただきます。

市議会第1回定例会は、最終日の2月26日に本会議が開催されました。そのうち教育部に係る案件を中心に御報告いたします。この日の本会議では、当初予定された平成26年度予算及び教育部所管の案件を含む議案21件に加え、追加案件として工事請負契約の変更について及び個人情報の外部流出に係る市長、副市長の管理責任を明確にするための常勤特別職員の給料の特例に関する条例の制定の2議案が日程に組み込まれました。このうち、指定管理制度導入に伴う市民交流センター及び図書館条例の全部改正の2議案は否決されました。また、対象年齢を満7歳から満9歳までに拡大する小児の医療費の助成に関する条例の一部改正については、対象を満12歳までに拡大する議員提出議案が可決されたため、原案が否決となりました。当初予定された案件21件中、この3件を除く新年度予算の18件は原案可決となりました。なお、追加案件2件は即決で可決しております。

その後、決議案1件の審査、陳情の審査報告ほか2件を消化して、すべての日程が終了しました。

次いで、今期で勇退する議員のあいさつが行われ、閉会となりました。

第1回臨時会は3月4日、5日の日程で開催され、定例会で原案が否決された小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について、満12歳までに拡大する議員提出議案が再議にかけられ、所定数の賛成が得られなかったことから否決され、廃案となり、満9歳までの元の案が可決されました。以上で報告を終わります。

○竹村委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

卒業式に御出席されて、皆さん、感想をいただきたいと思いますが。

○桑原委員

私、中学校は逗子中学校で、小学校は池子小学校に列席させていただきました。逗子中学校のほうから先にお話しさせていただきますと、全体を通して非常に集中力とまとまりのある式でした。さらに、合唱も非常に声が出ていてすばらしく、教育長がおっしゃったような感動的な式だったように感じました。また、池子小学校のほうは、20日に行われたのですが、池子小学校は逗子の中で一番人数が少ない学校なんですけど、その分、お一人お一人の発表ですとか、そういった、歌もそうですけれども、合唱も丁寧にやられたということで、両校ともあわせて、卒業式としては本当に理想的な卒業式がとり行われたんじゃないかなというふうに感じました。そういった意味では、先生方の御指導が非常に行き届いていたのではないかなということ、このような式が開催されたということが、先生方、学校の力にもなるでしょうし、子どもたちにとってもいい節目を迎えられたのではないかなということ、評価したいと思います。

○竹村委員長

ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがですか。

○横地委員

私も中学は久木、小学校も久木に行かせていただきました。日ごろの自分の活動の地域の中学・小学校でしたので、顔見知りの子や、見かける子などが点在してまして、その中でも日ごろの中で、あの子、ちょっと悩んでいるのかしらというような子もしっかりと中学のほうの卒業式に出席しており、あとまた涙するような生徒さんも何人かいられて、小学校のほうやはり地域ですので、顔見知り子どもたちがいまして、またなおかつ、一つ感じたところは、先生も生徒も感激の涙をしていて、地域の中からの新しい先生方も採用されていて、地域の中で小学校、中学校が存在しているというか、育っているというか、展開されているんだなというところを感じました。お客様の中にも地域の方がいて、その地域の方々は

生徒さんの顔をわかっていらっしゃるんですね。あの子がどうだったとか、この子がどうだったというお話も出まして、地域に支えられている学校の卒業式、2校ともそうだったのではないかなという感想を抱きました。

○竹村委員長

ありがとうございます。山西委員、いかがですか。

○山西委員

私は沼中と逗子小に行かせていただきましたけど、沼中の印象は、やはり校長先生のごあいさつもそうですし、中学校の先生方の生徒たちへの思いというのが非常にいろんなところで伝わってくる式だったなと思いました。若干、議員の方のあいさつも、住民に近いものでした。あと、やはり逗子小の場合は、何といても子どもたち一人ひとりが将来の夢というものを語っている中で、かなりの数、154名ぐらいでしたっけ、一人ひとりの違いといいますか、どこに焦点を当てて、どういう形で夢を語るかという、ここはやっぱりいつもおもしろいなと思って感じておりました。そんな印象を持ちました。以上です。

○竹村委員長

ありがとうございます。そのほかについては何かありますか。

それでは私から。逗子の学校の本年度の状況ということで、教育長から御報告をいただきました。保護者からのクレームが多かったのではないかということでしたが、例えばどういったこと、またそれについてどういう対応をしてみたのかという件について、二、三いただければと思うんですが。

○柳原学校教育課長

いくつかあった中で、例えば具体的に申し上げますと、授業の指導方法等について、子どもたちがあまりよくわからないから、指導方法の工夫をしてほしいというような御意見があったり、それから先生自身は子どもたちとの距離を縮めるために、くだけた感じの言葉がけ等をした部分が、子どもたちにしてみれば先生からの不適切な言葉かけに思えたりとか、親しみを込めて、肩をぽんとたたいたりすることが、女の子にとってみるとそれがセクハラまがいで嫌だとかというようなことが寄せられたりしました。そのほかはクラスの授業が騒がしい。先生の指導に従わない児童がいるので、何とかしてほしいとかという苦情等がありました。

○竹村委員長

それについては、御理解をいただけるように。

○柳原学校教育課長

まずその指導法につきましては、実際に授業も見に行かせていただきまして、その先生に対しては校長先生からもいろいろアドバイスをしていただいて、指導法の工夫改善を図ると同時に、子どもたちからも、どの点がわかりにくいのか聞いた中で、工夫改善をその先生が行いました。それから、コミュニケーションのとり方についても、教育委員会もその先生から、どういう意図でそういう言葉かけや、親しみを込めて行った軽いボディータッチということなんですけれども、それが子どもたちにとっては、そのように感じられないということをお話をした上で、コミュニケーションのとり方について工夫をしてくださいとお願いをして、その後、ほかの先生方からも、その学校の状況がどうかということをお話をしたりして、その後、授業の改善、授業がうまくいかないところにつきましては、県のほうから非常勤の先生を限定でつけていただきチームティーチングでやるというシステムがあるので、それを活用させていただいて、授業や学級経営の部分を改善させていただきました。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。そのほか何かありますか。よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、教育長報告事項についてを終わりといたします。

◎日程第3「議案第2号議案（逗子市スポーツ推進審議会条例の一部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○竹村委員長

日程第3「議案第2号議案（逗子市スポーツ推進審議会条例の一部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

議案第2号議案（逗子市スポーツ推進審議会条例の一部改正について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、平成26年3月17日付け26逗0301発第0760001号により、市長から議案（逗子市スポーツ推進審議会条例の一部改正について）の作成に伴い意見を求められたため、その回答について提案するものです。

それでは、議案の内容について御説明いたします。平成26年4月1日から施行される機構改革により、スポーツ課の名称が変更されることに伴い、字句を改正するものです。

以上で説明を終わります。

○竹村委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

いかがですか。

○山西委員

じゃあ一言だけ。こういう課の名称をここでとやかくということではないんですが、スポーツ課が文化スポーツ課になるということは、文化とスポーツの関係がどういうふうに表示された課なんだろうと、普通なら見るわけです。そうすると、文化とスポーツをとれば文化・スポーツなのかなと思いますし、文化スポーツという言葉という、この意味は何なんだろう。これがスポーツ文化課だったら、あ、スポーツの中にある文化性を生かしていく課なんだろうかという読み方をしますし、文化振興課であるなら文化を振興する課だということです。ずっと読めちゃうんですが、こういうふうにはぽんと文化スポーツという言葉が出てくると、何かわかるようでわかりにくいという呼称になっているなという印象だけ持ちました。以上です。

○竹村委員長

これについての意味については、特に回答を求めますか。

○山西委員

いや、一応これは意見で。何かもうちょっと統一された呼称づくりというのは、これはどこがやられるのかどうかわかりませんが、考えていただいたほうがいいたろうなという気がしました。

○竹村委員長

意見としてそれを作成するに当たって、こういう意見があったということをお伝えいただけるようお願いしたいと思います。

そのほか何かありますか。

○桑原委員

今、山西委員がお話しになったように、いわゆる文化とスポーツが別々だったものが一体になるというふうにも読み取れると思うんですけども、その中でいわゆる一つの課になったということで、文化とスポーツが、それ自体も展開が縮小されないというか、2分の1にならないようなことを望むということをつけ加えていただければと思います。

○竹村委員長

ありがとうございます。ほかに何かありますか。

よろしいですか。それでは、これより表決に入ります。議案第2号については、原案のとおり回答することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、原案のとおり回答することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第3号逗子市社会教育委員会議規則の全部改正について」

○竹村委員長

日程第4「議案第3号逗子市社会教育委員会議規則の全部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○翁川社会教育課長

議案第3号逗子市社会教育委員会議規則の全部改正について御説明申し上げます。

逗子市社会教育委員条例の一部改正に伴い、規則において全部改正の要があるため、提案するものです。

それでは、主な規則改正内容を御説明いたします。第2条で、会議の運営のための議長及び副議長について規定しております。第3条で、会議の招集について規定しております。第4条で、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力の要請を規定しております。

以上が主な改正内容です。よろしくをお願いいたします。

○竹村委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第3号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第5「議案第4号逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則等の一部改正について」

○竹村委員長

日程第5「議案第4号逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

議案第4号逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則等の一部改正について御説明いたします。

改正の内容は、第1に、議案第2号と同様、平成26年4月1日から施行される機構改革による課の名称の変更。第2として課長級職員の補職名として新たに担当課長の名称を使用すること。この2つの理由から、関連する5規則について、必要となる字句の改正、追加等を行うものです。よろしく御審議願います。

○竹村委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいですか。それでは表決に入ります。議案第4号については可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第6「議案第5号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について」

○竹村委員長

日程第6「議案第5号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○宮崎スポーツ課長

それでは、議案第5号逗子市立体育館条例施行規則の一部改正について御説明申し上げます。

この規則につきましては、逗子市立体育館の指定管理者への移行に伴いまして、占用使用の申請、占用利用料金の前納、利用料金の減免の規定を改正するものです。

具体的には、第7条の3項で占用使用の優先受け付けを規定し、第10条は2項から4項まで、利用期日までの利用料金が支払えないときの使用許可に関し、本市及び本市の機関が使用する際の支払い方法等を規定し、第12条は指定管理者の自主スポーツ事業を実施する場

合及び本市及び本市の機関を掲載する場合、並びに指定管理者が自主スポーツ事業の一環として紹介する場合の減免規定を、また障がい者の方が駐車場を利用する場合の減免規定を追加しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○竹村委員長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

いかがでしょうか。よろしいですか。それでは表決に入ります。議案第5号については可決することよろしいですか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第7「議案第6号逗子市教育委員会事務決裁規程及び逗子市教育委員会管理職職員業績評価規程の一部改正について」

○竹村委員長

日程第7「議案第6号逗子市教育委員会事務決裁規程及び逗子市教育委員会管理職職員業績評価規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

議案第6号逗子市教育委員会事務決裁規程及び逗子市教育委員会管理職職員業績評価規程の一部改正について御説明いたします。

改正の内容は、議案第4号と同様、課長級職員の補職名として担当課長を導入することに伴い、関連する2規程について、必要となる字句の改正、追加を行うものです。よろしく御審議お願いします。

○竹村委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいでしょうか。御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第6号については可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第8「議案第7号事務の委任及び補助執行について」

○竹村委員長

日程第8「議案第7号事務の委任及び補助執行について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

議案第7号事務の委任及び補助執行について御説明いたします。

地方自治法第180条の7に基づき、平成26年3月17日付け26逗0301発第0760001号により、市長から事務の委任及び補助執行について協議を求められたため、その回答について提案するものです。

それでは、議案の内容について御説明いたします。先ほども説明いたしました平成26年4月1日から施行される機構改革及び施設の指定管理への移行に伴い、新設される文化スポーツ課の事務分掌によって、市長と教育委員会が協議の上定めた事務の委任及び補助執行についてを、案のとおり見直すものです。

以上で説明を終わります。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいですか。それでは、議案第7号については原案のとおり回答することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、原案のとおり回答することに決定いたしました。

◎日程第9「議案第8号逗子市文化財保護委員会委員の任命について」

○竹村委員長

日程第9「議案第8号逗子市文化財保護委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○翁川社会教育課長

議案第8号逗子市文化財保護委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本年3月31日をもちまして任期満了となります逗子市文化財保護委員会委員について、逗子市文化財保護条例第11条第3項に基づきまして提案させていただくものでございます。なお、委員候補者名簿のうち4名につきましては再任、1名につきましては新任でございます。

よろしくお願ひいたします。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいですか。御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第8号については、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第10「議案第9号教育財産の用途廃止について」

○竹村委員長

日程第10「議案第9号教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○原田教育部次長

議案第9号教育財産の用途廃止について御説明いたします。

市の施策である障がい児支援、児童発達支援等、療育の中核を担う施設の整備について、平成26年3月19日の政策会議において、青少年会館の用地を含む施設に（仮称）療育・教育の総合センターを設置する旨の決定がなされたため、今後福祉部が主管し、整備されることに当たり、教育財産とされている同施設の用途を廃止するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

○竹村委員長

本件について御質疑、御意見はありませんか。

○桑原委員

聞き損じたかもしれないんですけど、いつから、期限的にはどういうことでしょうか。いつから廃止になる。

○竹村委員長

これは次の議案の中で御説明がありますか。

○新倉障がい福祉課長

療育・教育総合センターの開設の時期ということよろしいですか。

○桑原委員

廃止するというのは、いつ廃止されるのかなという、同じならよろしいんですが。

○原田教育部次長

廃止についてはここで決定していただく。この議題でしたので。

○桑原委員

決定で、具体的に移られるのが療育センターとされるのが、これから後で御説明がある。

○竹村委員長

その次の議事で一括で、それも含めて御報告いただくことにします。

それ以外に本件について何か御質疑、御意見はありますか。

よろしいですね。この件については、用途の廃止についてということで、これより表決に入ります。議案第9号については可決することよろしいですか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、可決することに決定いたしました。

◎日程第11「その他」

○竹村委員長

日程第11「その他」を議題といたします。

その他、議事としてありますか。

○新倉障がい福祉課長

今、直前でお話のありました(仮称)療育・教育の総合センターの設置場所の変更等についてということで、3月19日に政策会議を開催いたしました。平成23年の6月9日付けでの政策会議にて決定をいたしました療育・教育の総合センターについての設置場所が駅前の菊池ビルということで政策決定をしておりますが、その工事自体、事業者の着工が1年以上おこなわれているという、それから今後の見通しが全く立っていないという状況を踏まえまして、改めて3月19日の政策会議において、当初の場所の予定を変更いたしまして、青少年会館の1、2階部分を改修してセンターを開設するという政策決定をいたしましたことを御報告させていただきます。こちらでの療育・教育の総合センターの開設時期につきましては、平成28年度の当初を最短で予定しております。以上です。

○竹村委員長

本件について御質疑、御意見はありますか。

○桑原委員

現在の青少年会館として使用されていますよね。それはいつ閉じるというふうにとらえた

らいいのかなということ。

○新倉障がい福祉課長

今のスケジュールでございますが、総合センターの基本構想の策定に当たりまして、パブリックコメント等を実施いたしますが、その中に青少年会館廃止の条例のパブリックコメントも含めさせていただきます、26年度末に青少年会館の用途としては廃止をするというような予定をしております。

○竹村委員長

ほかに何かありますか。本件については、桑原委員、よろしいですか。

○桑原委員

はい、結構です。

○竹村委員長

ほかに何か、御質疑、御意見ありますか。

○桑原委員

確認でもう一度続けて。それでは、今お話があったように、これから計画を立てて遂行されて、28年度当初をオープンするべく、細かい内容はこれから審議されるということによろしいですか。

○新倉障がい福祉課長

そのとおりでございます、本日教育委員会のほうに御報告をさせていただきました後に、4月の臨時会で議員の皆様にも御報告をさせていただいて、そこで正式に決定をしましたら、今の予定で進めさせていただくというふうになります。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ほかに何かありますか。これは上の3階、4階については従来どおりということによろしいですか。

○新倉障がい福祉課長

教育研究所についてはそのままですので、1、2階部分を療育のセンターということで、建物全体を療育・教育の総合センターというようなイメージで考えております。

○竹村委員長

ほかに何かありますか。

○横地委員

今のお話で、ちょっと細かいんですけども、そうするとこの議案第9号と書いてある紙

に書いてあります建物の面積、床の面積1,569というのは、3階部分も含めて1,569ということでしょうか。

○原田教育部次長

はい、そのとおりです。今回はあくまでも市の財産の登録といたしますが、台帳上の名義がこれまで教育財産ということになっておりましたが、それを整備に当たって外すということになります。

○竹村委員長

ほかに、よろしいですか、横地委員。

○横地委員

はい、いいです。

○竹村委員長

ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件について御質問ありませんので、終わりいたします。

その他、議事として何かありますか。

○柳原学校教育課長

学校教育課からは2点ございます。まず1点目が逗子市立中学校ミルク給食実施要綱について、2点目が平成25年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査についてです。

まず、1点目の逗子市立中学校ミルク給食実施要綱については、お手元の資料をごらんください。平成26年10月から実施する中学校給食では、予約していただくボックスランチの給食費について、現在中学校で使っているミルク昼食等のために使用している生徒の口座から引き落としを予定しています。これらの業務はシステム業者に委託するものですが、学校教育課がさまざまな面で準備をすることになります。現在、中学校では牛乳だけを提供するミルク給食を実施しており、それに関する業務は各中学校が独自に行っております。10月からの中学校給食実施の事前段階として、平成26年4月当初からその管理等を学校教育課に移管し、ミルクの発注、代金の徴収、業者への支払いなどを学校教育課が行うことで、10月からの中学校給食の注文や支払い等はスムーズにできると考え、ミルク給食業務を請け負います。なお、学校教育課で保有する個人情報、生徒・保護者氏名、電話番号、口座情報、アレルギーの有無等で、既に3月18日の個人情報審議会において、この要綱等については個人情報の取得について問題なしとの判断をいただいております。中学校給食が10月から実施される際には、中学校給食に関する要綱も今後予約システム業者と詳細を詰めて契約を行った上で、

改めて報告したいと思っております。

要綱のほかに様式を4つつけてあります。第1号様式は、4月当初に配布する給食を申し込む、申し込まないの調書です。第2号様式は、修学旅行等でミルク給食の実施日を変更、要するにとめるとかという場合に出していただくものです。第3号様式は、万が一ミルク給食を実施した中で問題点等事故があった場合について報告をいただくものです。第4号様式は、学校教育課で会計等をやりますので、各学校に学校教育課から決算報告を出す。この様式がございます。以上、ミルク給食の実施要綱についてです。

続けてよろしいでしょうか。続いて、平成25年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について御報告いたします。本市では平成26年2月5日（水曜日）から14日まで教職員を対象に、また2月12日（水曜日）から20日（木曜日）までを児童・生徒・保護者対象に、学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査を実施いたしました。いずれの調査も平成25年4月1日から調査実施時点までのこととして記入していただきました。教職員対象の調査は、自分で調査用紙に記入し、その用紙をもとに管理職が聞き取り調査をし、市教委に報告するという形で行いました。児童・生徒・保護者対象の調査は、各児童・生徒にアンケート用紙を配布し、家庭で記入していただき、回答用紙をのりづけして市教委あるいは学校に提出し、学校に提出されたものは学校では開封せずに、市教委に提出するという回収方法で行いました。教職員対象の調査では、1名の教員が行き過ぎた指導を行ったかもしれないと自己申告がありました。内容は、教員やほかの子どもたちに対して暴言や暴力を行ったり、授業妨害等をしたりする児童を、体を呈して制止したというものでした。

今回の児童・生徒・保護者対象のアンケート回収枚数、回収率につきましては、小学校の回収枚数は1,595枚で回収率は59.8%、中学校の回収枚数は341枚で回収率は28%でした。合計いたしますと、1,936枚で回収率は49.8%でした。ちなみに、昨年度は小学校の回収率が64%、中学校は34.7%、全体としては54.7%です。昨年度よりも若干落ちております。今回回収されたアンケート用紙の中で、体罰を受けた、見たなどの記述があったのは49枚でした。内訳は、小学校42枚、中学校7枚。昨年度は小学校49枚、中学校12枚の合計61枚でした。昨年度よりも減っています。49枚の中で明らかに体罰ではない記述や、記述内容が具体的でなかったり、例えば先生に休み時間たたかれた、記載者がわからないために確認をできないもの、それから明らかに今回の調査の趣旨とは異なるもの、具体的には友達に蹴られたなど、多数ありました。残りのものについて、各学校に確認したところ、体罰に該当するものはないが、昨年度同様、教員の行き過ぎた指導や不適切な指導と判断されるものがありました。

また、体罰の記載がないまでも、記述欄に保護者のコメントのあったものが、小学校が182枚、中学校が32枚、合計214枚ありました。昨年度は、小学校308枚、中学校68枚、合計376枚。ですから、これも減っております。

コメントの内容を分けてみますと、趣旨としては、このような調査をすることで先生方の指導がしづらくなり、今後の指導に支障を来すのではないかという御意見。体罰だけでなく、言葉やひいきなどによって、子どもに嫌な思いをさせている。それから、授業妨害したり、ほかに迷惑をかける場合、強い指導がかえって必要ではないか。それから、子ども・保護者・教員の間信頼関係を築いていくことが必要である。それから、体罰のことは耳にしたことはあまりなく、子どもは楽しく学校に通っているのです、このまま頑張ってもらいたいなどでした。また、この調査で何が変わるのかなど、調査そのものに疑問を抱かれる意見もありました。昨年度に比較し、体罰に関する報告数が減少したことや、以前も御報告しました信頼に基づいた指導担当者会を立ち上げて、先生方の意識を徐々に変える取り組みが進んでいることが、この調査の結果としてあらわれたのではないかと考えています。今後は、信頼に基づいた指導担当者会等や、校長会においてさらに情報を共有し、体罰に頼らない指導等のあり方や、教員の不適切な指導等について研修等を行っていく予定です。以上です。

○竹村委員長

はい、ありがとうございました。2件の御報告いただきましたが、まず最初のミルク給食について、御質疑、御意見あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

いかがですか。よろしいですか。じゃあ、ミルク給食の件については終わりいたします。

その後の件ですね、学校生活全般におけるという件について、御意見、御質疑があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○桑原委員

御苦労さまです。非常に体罰の調査の件については、内容の濃い御報告なので、どこまで伺えるかわからないんですけど。まず、信頼に基づく指導担当者会は来年度どのような時期で行われる御予定か、ちょっと伺いたいと思います。

○柳原学校教育課長

まず、第1回目は4月9日に行いまして、各新しく選ばれた担当者の顔合わせと、それからこの体罰調査の結果を共有するというのと、それからいじめに関しての基本方針、いじめ防止対策基本方針というのが昨年度できました。各学校でいじめ防止対策の基本方針等を今、検討しておりますので、その報告会をしていただき、それを含めて1年間に4回の信頼

に基づく指導担当者会を行う予定です。その中には、選ばれた方々に対しての研修会を行って、それを学校現場に還元してくださいというふうなことも考えております。第1回目は顔合わせ、情報交換、第2回目は教育研究所の井ノ山先生のお話を伺って、いわゆる信頼に基づく担当推進者の今後の進め方や取り組みについても共通理解をしていく予定です。

○竹村委員長

いかがでしょうか。よろしいですか。ほかに何かありますか。

じゃあ、私から。そのアンケートの記述欄の中に、何か問題が起きたときに強い指導を求める声というのがありました。これは以前のアンケートの中にも、かなりの数があったように覚えているんですが、現実には信頼に基づく指導が定着していく中で、何か問題が起きたときに強い指導ではなく…なくというか、一体化している部分もあるとは思いますが、それでやっていけるんだというふうに学校の現場の先生たちが自信を持っていけるように、今そうなっているのか。または本当にそうなったときにもその方針でいくのかという確認をちょっとしたいんですが。

○柳原学校教育課長

この強い指導というものが、その記述の中で先ほど申し上げたように手を出すとかというのか、その辺のところはよくわからないんですが、要するに昔は自分はよく先生にたたかれたということで、強い指導を昔みたいに望むという方もいらっしゃるれば、ただ単に授業妨害するような子に関しては厳正に対処すべきだというような記述もありましたので、その辺の強い指導という部分のとらえ方がいろいろだとは思いますが、体罰は禁止されていますが、信頼に基づいて先生が厳しい指導をすることは、体罰ではなくて、例えばきつい言葉だったり、大声で怒鳴ったりということ、あるいは体を、きちんとしなさいという形で正したりすること、信頼に基づいていけば、それが体罰だとか、先生にこんなことをやられたというような報告にはならないと思います。その辺のところは、校長会や先ほど申し上げました信頼に基づく指導推進担当者会を通じて、徐々に理解を深めていくことを考えております。

○竹村委員長

ほかに何かありますか。

○桑原委員

意見としてよろしいですか。いろいろありがとうございます。前半の教育長の報告のところでも、保護者からのクレームであるとか、そういったことがふえていて、それに対して個別の対応をされているという話を伺ったり、あと先日教育研究所主催の1年間の研究授業の

発表も参加させていただいて、それは主に教育コーディネーターの方の取り組みですとか、ユニバーサル教育の取り組みの報告があった中では、こういった調査や会議や研修会の成果が出ていたり、あとはそういった取り組みが具体的に成されているんだなという印象はとも受けています。いわゆる、そういった意味では発達障がいの方への理解であるとか、指導法ということをまず研究されていて、それをクラス全体、児童・生徒全体への教育に生かしていくというところでの取り組みを何年にもわたってやっていらっしゃるところは、やはり評価できるし、体罰のアンケート以外でも、個別に声を上げていただけてるところも、考え方を変えれば、いろんな方の好意的な熱心な目があるということでもあるのかなという意味では、おおむね取り組みとしてはいい方向を向いているかなという印象は持っています。

ただ、これが本当に具体的に成果としてどう出るのかであるとか、評価をどうするのかというところは、なかなか難しいなあと思います。前お話を伺ったときも、結局、犯人探しではないような取り組みをしていただきたいとか、クラス運営に生かしていただきたいというお話もしたし、今、委員長からも、指導法が豊かになるような、そういったことをということで、そのとおり取り組まれていると思うんですが、こういう方針がというのがありませんけれども、これをやっていていいというわけじゃないので、絶えずこういったことを見直したり、検討していく必要があるのかなというのが感じましたので、引き続きお願いできればと思います。教育委員の中でも、そういった新しい取り組みについては研究していきたいと思っています。

○横地委員

体罰というところの調査のところなんですけれども、行き過ぎた指導とか、体罰とか、非常に先生の力量にもよるし、参加している生徒さんの質にもすごく影響するのかなと思いました。というのは、授業妨害のところでも御意見があって困っているということもあって、そういう場合はしっかりと指導してほしいということもあつたということなんですけれども、その授業妨害をしている生徒さんに、先ほど教育コーディネーターの研修の報告に参加したというところでもちょっと感じたんですけれども、そういう授業妨害をしている生徒さんこそ、ユニバーサル授業が必要な人だったり、教育コーディネーターがかかわらなければならない人、そこにその生徒さんに、叱るということではなくて、ユニバーサルな授業ができていけば、困る状況にも陥らないで、授業がスムーズに進むし、また周りにはいる生徒さんたちにも被害が及ばなくて、なおかつ周りにはいる生徒さんや保護者の方も、そういう状況、そういう生徒さんがいるということを理解すれば、困るという状況じゃなくなっていくのではな

いかなと思います。

授業妨害をする子どもが悪いということではなくて、多分何かそこに原因があって、特質があったりするんで、そういう人たちのために、学校現場では教育コーディネーター、ユニバーサル授業を盛んに勉強して、みんなが困らないで授業ができるようなものを進めているんだというところを、生徒さんたちにも、そしてあと保護者の方たちにも情報を提供して、やっているんだというところを情報を示していけば、この体罰のところのアンケートでも、現場が一生懸命頑張っているんで、わからないところは私たちにも教えてくださいというような保護者からの意見が出たらすばらしいのになと今ちょっと感じておりました。教育長の話の中でも、苦情がちょっと多かったというところもありましたので、こういう部分をよく保護者や、あと生徒さんたちも理解してもらおうと、世の中にはいろいろなタイプの人間、資質を持った人たちがいるんだ。その中で社会で、どう生きやすくしていくには、お互いに協力が必要なんだというところをみんなが共有していけば、この体罰や苦情とか、そういう部分も多分改善されていくのではないかなと、ちょっと期待しております。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。これについて。

○柳原学校教育課長

今おっしゃってくださったとおりで、今回上がっていたアンケートをこちらで見て、各学校に、校長先生方に返して、この実態、実情としてどうなんですかということを取り上げた中では、今、横地委員さんがおっしゃってくださったように、やはり一つは先生が、こういう意図をもって、こういう指導をしているんだという説明責任がうまく果たされてない。またその内容が、保護者や子どもたちにうまく共有されてない。そういった部分がまずあることと、先ほど、課題を抱えたお子さんに対して、強い指導ということと、今おっしゃってくださったように、逆にその子の課題を認めた上で、学級としてどうやっていくかということ、先生は一生懸命やるんですけども、要するに学級集団が未熟であったり、先生の説明がうまくなかったり、理解できないということになりますと、その子だけ大目に見てあげて、何で自分たちを厳しくしかるんだ、ひいきじゃないかというような記述も実はあったりするんですね。そういったところを聞いてみると、あ、先生、こういう意図を持って、この課題を抱えている子どもをみんな理解して、クラスとしてまとまっていこうという趣旨でもやっているのに、それがやはり保護者にも、子どもにもうまく伝わってなくて、いや、ひいきだとか、いや、強い指導だとかというような記述として出てくるというのは、とても残念だ

など思っています。その辺のところは校長先生や、こちらからの聞き取りでいろいろわかってきたところなので、当該の先生の取り組みについては、「頑張ってください。ただ、もう少し自分としての説明責任を1年間というスパンの中で、何回か説明する機会や、取り組みについて理解を求める場があったと思うんですね。その場を逃してきてしまって、現在こういう状態になっているのは、やはりその辺のところは考えるべきでしたよ」ということはお話ししてあります。

○横地委員

教育委員だけではなくて、私は違う会でも子ども子育てのほうでもちょっと参加させていただいているんですが、その中に積極的に出ている委員さんの中でも、こういった適応ができないお子さんに対する理解というのが、まだまだ浅い部分を非常に感じています。そういう会議に出てきてくださっている人でさえ、そうですので、一般の保護者の方や一般の生徒さんたちには、まだまだいろいろな人々がいるんだということが、まだまだ理解ができてないと思うので、多分今、ちょっと漏れ聞いたところによると、教育委員会のほうでも福祉と連携して、その辺のところをPRするような動きがあると聞いていますので、これは逗子だけではなくて、社会全体がそういう人たちと一緒に共生していくんだということを理解していきたいなど、そういう教育を推進していきたいなと思います。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。ほかに。山西委員、いかがですか。

○山西委員

今のいろいろお話を聞いている中で、やはり今の学校の先生方は、改めて本当に大変だなというところを、かつては教科学習の専門性を身につけておけば、それなりの授業が成立してきたということの、より根底的なくつかの課題が浮かび上がっている中で、そういった問題をしっかりとらえて、そしてそういう学習環境を含めて、いろいろなものをつくり出していかないと、教科学習の全体がうまく動いていかないという状況の中で、先生方のそういう面も含めた課題に即した専門性形成のプロセスをどうつくり出すかというところが、やっぱり一つ大きなテーマかなということが改めて浮かび上がってきていると思うんですが。そんなときに、例えば先ほどの信頼とかですね、前回の支援教育ですとか、ほかにも福祉教育だとか国際教育だとか。学校の先生方が若干担当者となって、年何回研修をやっていく。このときの広くやろうとすると先生方が順繰りでいろんな担当を経験していただくというやり方と、かなり学校単位で、一人の方を軸にして、その先生がかなりの内容まで深めたものを

学校同士の中で、教員同士が学び合うシステムをつくっていったほうが効率的なのかとか、ここら辺は逗子の流れの中で、研究所も含めてどういうふうに先生方にそういった担当者プラス学び合いというのを全体で描き出していこうとされているか、何かその方針とかがあればお伺いしたいんですが。

○柳原学校教育課長

先生方は経験年数に応じて、いわゆるライフステージに応じて研修というのが基本的に組まれています。その中で、平成26年度は教育研究所を主体として、例えば2年目の先生についてはこういった研修、例えば子どもの基本的な理解とか、5年目の方については学級経営をとかというように、ある程度経験年数に応じて、こういったところについて学んでほしいなという研修を、段階的に組んでいきます。基本となるのがユニバーサルデザインに基づいた授業とか学級経営とかという部分で、そこは全員が受けていただけるような、そういったつくりを平成26年度から信頼に基づいた指導だけではなくて、基本となるベースの部分を持ちながら、経験年数によってこういったことを学んでいけばいいのかなということで、研修を計画的に組むようにしております。

○山西委員

今まで私も社会福祉協議会、福祉教育などを行っていると、時々、毎年担当者がかわれていくと、今までの過去の議論の蓄積が先生同士できちっと共有されていると、こちらとしてもやりやすいんですが、担当者が変わるたびに、またゼロから、先生同士がもう少し共有してくれると助かるんだけどというケースがいくつかあったものですから、それがいい意味で先生同士の学び合いとなつてつながっていけば、すごくいいなといつも感じる場所があります。そういったところにもよろしく願いできたらと思っています。

○桑原委員

1つ意見です。今回、始まったことじゃなくて、このいじめですとか体罰ですとか、いわゆる個性を持った児童・生徒への指導というのは、何度も言われているので、段階的には研修ではなくて、学校の先生方の一つの必須の学ぶべき項目になってきているのかなという印象、多分皆さんも持たれているので、そういうことが解決すれば、担当者レベルではなくて、なので、それが国がそういうことなのか、逗子市ができるかわかりませんが、例えば最低10教科とか、そういう形で10時間はそれを講座を受けなければいけないとか、そういうためにも予算を組んで、そしてユニバーサル教育的な知識であるとか、そういったものをすべての教員の方が身につけるようなことが必要な段階なのかなという印象もあるので、すぐにか

わかりませんが、きちっとそこは予算をつけてですね、そういったものをやらないと、毎年同じことをやるような、ちょっと感じがするので、療育・教育の総合センターもできたり、逗子も新しい動きがあるので、うまくそういったところと組み入れてやっていけたらいいのかなという、ちょっと印象を受けています。以上です。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。それじゃ私から。山西委員からも、学校の先生が非常に大変だなというお話がありましたが、以前は地域や保護者は学校を全面的に信頼をして、聞くまでもないという、そういう雰囲気があったかと思います。また、その後に説明責任を果たすということが求められていた。ただ、それは説明責任を果たせばよかったという時代もあったかなと思います。今はもう説明責任を果たしただけではだめで、理解をちゃんとしていただくということまで、学校側のある種、仕事になってきています。それは大変だなと思うんですが、理解をしていただいて、地域や保護者の方と、そういった面をつながること、今回の特に信頼に基づく教育をしているんですよということ、広く理解していただくことが、よりよい学校づくりには欠かせなくなっているのではないかなというふうに思っていて、この積極的に皆さんに知っていただいて理解をしていただくということ、今までは大変な面倒くさい作業だったというところから、あえて積極的にいくことで、最終的には仕事量としてもクレームが減ってくるんじゃないか。困り感がある子どもが困らないでも、学校の中で生活をしていけるということになれば、学校の先生が本来行っていた教育活動、もっと注力できるようになるんじゃないかなというふうにも考えられますので、そこを積極的に考えていくということ、この先に一つの方針を一つにしていけたらいいなというふうに意見として申し述べます。

ほかに何かありますか。よろしいですか。じゃあ、本件については終わりいたします。

その他、事務局から何か議事としてありますか。

○原田教育部次長

予定している案件は以上でございます。

○竹村委員長

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから議事として何かお持ちの方いらっしゃいますか。

よろしいですか。ありがとうございます。ないようですので、その他については終わりいたします。

次回の定例会についてですが、4月15日、午前10時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして教育委員会3月定例会を終了いたします。ありがとうございました。